

令和元年 9 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和元年9月20日(金) 午前9時00分～9時45分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	16番	穴吹	秀雄
17番	梶野	和幸	18番	大西	和男

欠席委員

11番	中村	康男(会長)	15番	國重	幸代
-----	----	--------	-----	----	----

傍聴推進委員

6番	中西	格	12番	佐藤	隆信
14番	濱崎	郷廣			

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	6件	田	6,557	m ²
			畑	3,265	m ²
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田	121	m ²
			畑		m ²
第3号議案	農地法第5条許可申請	3件	田	3,417	m ²
			畑		m ²
第4号議案	非農地証明願	件	田		m ²
			畑		m ²
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田		m ²
			畑		m ²
第6号議案	農用地利用集積計画書	19件	田	21,801	m ²
			畑	17,721	m ²
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請	1件	田	452	m ²
			畑		m ²
第8号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	2件	田		m ²
			畑		m ²
報告第1号	合意解約	3件	田	2,928	m ²
			畑	1,674	m ²
合 計		35件	田	35,276	m ²
			畑	22,660	m ²

令和元年 9 月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より 9 月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第 1 号議案から第 8 号議案まで、合計 32 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員 18 名中 16 名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、11 番中村会長さん、15 番國重委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

早速ですが、議案の訂正があります。第 6 号議案の件数は 19 件、田の面積は 21,801 ㎡へ訂正してください。そして 9 番（130）を抹消してください。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。今年は、台風が過ぎた後に暑い日が続きましたが、暑さ寒さも彼岸までと言われており、ここ数日で急に気温も下がり朝晩が寒くなりました。本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1 番の木下委員さんと 8 番の井上委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、16 番の穴吹委員さん、17 番の梶野委員さん、18 番大西委員さんと私で、9 月 19 日（木）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 1060 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2 番、・・・、面積 353 ㎡外 1 筆 計 1,674 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

3 番、・・・、面積 1272 ㎡外 3 筆 計 5,309 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

4 番、・・・、面積 532 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

5 番、・・・、面積 914 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

6 番、・・・、面積 315 ㎡外 1 筆 計 333 ㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件 6 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件のうち、1 番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

まず 2 番から 6 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

続いて 1 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理

1 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件を議題に供します。

なお、第 2 号議案の 1 番については現地調査を実施しておりますので、16 番穴吹委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

穴吹委員

それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 121 ㎡。【議案読み上げ】

県道 16 号線の「高松王越坂出線」と県道 180 号線の「鴨川停車場五色台線」が交差している、高屋町の大井手橋東交差点から東へ約 400m に位置。

無断転用の有無 有

転用目的 住宅拡張 用地

申請理由 申請地に隣接する住宅の敷地が手狭だったので、昭和 47 年頃に住宅

敷地を拡張し、庭として利用していたもので、無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま穴吹委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

第2号議案「農地法第4条許可申請」1番につきましては、穴吹委員さんのご説明通りです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件を議題に供します。

なお、第3号議案の1番、2番については現地調査を実施しておりますので、17番梶野委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

梶野委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番、2番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 452 m²。【議案読み上げ】

第7号議案 1番と関連があります。

浜街道に架かる第二青海橋から、北西約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 非農家の自己住宅

申請理由 現在、借家に居住しているが、持ち家を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積 887 m²外1筆 計 1,808 m²。【議案読み上げ】

国道 438 号線の六反地交差点から北東へ約 200mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに分譲住宅用地を確保したいところ本申請地である川津町周辺での問い合わせがあり、今後も需要があると予測されることから、本申請の 7 棟を販売できると考えたため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま梶野委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」についてご説明いたします。

先ほどの 1 番、2 番につきましては、梶野委員さんのご説明どおりです。

3 番、・・・、面積 287 m²外 1 筆 計 1,157 m²。【議案読み上げ】

坂出市立東部小学校から東へ約 400mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 宅地分譲 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、新たに分譲住宅用地を確保したいところ東部小学校付近での問い合わせがあり、今後も需要があると見込めると判断し本申請の 5 区画を販売できると考えたため。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第 3 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」3 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

村井委員

川津町の農地に関して、現地の農業委員や中間管理機構がどのような対応をしているのか農業委員会は知っていますね。

事務局長

2 番の件に関しましては、譲渡人が県外の方であり土地の処分についてお問い合わせを以前よりいただいております。農地については、貸借や売却のお話もされてお

りましたが、最終的にはこのような転用というお考えになったものと思われます。

村井委員 良いとか悪いとかではなくて、国道から城山に向かう道路沿いは区画整理された優良な農地です。現地の農業委員や中間管理機構は、できるだけ適正な利用推進を進めています。毎月転用があるなかで、農業委員会の対応は適切だと思いますが、現地のことも理解したうえで適切に対応していただきたいと思います。

事務局長 十分注意しながら業務を進めてまいります。

梶野委員 農地として優良な場所でも、所有者が県外の場合は処分したいという意向になるようで、農業委員ではどうしようもないことがあります。林田町でも同様ですが、農地転用の基準が守られていれば反対することも難しいと思います。

会長職務代理 中間管理機構が、借りたり購入することはできませんか。

事務局長 制度上は可能ですが、引き受け手がない土地の場合は難しいです。

山下委員 川津町は農用地ではないのですか。

村井委員 農用地は一部のみで、ほとんどが農用地ではありません。農業委員や中間管理機構として対応してないわけではなく、施策の説明等をして最終的な結論がこのような結果になっており、農業委員としてジレンマに陥っています。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」3件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」19件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が15件、更新が1件、再設定が3件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が2件となっております。

以上、農用地利用集積計画書19件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」19件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

村井委員 9 番を訂正した理由を説明してください。

書記 農地機構と借受人になる方との話に、行き違いがあったということで、昨日取り下げになりました。今後は、話がまとまり次第、議案に載せることになると思います。

村井委員 事務局長は詳細を知っていますか。

事務局長 一部書類の差し替えが間に合わず、一旦取り下げの対応となりました。

村井委員 借受人の方が、市外の方だからですか。

事務局長 農地の中に一部農地として利用できない場所がありまして、当事者間で行き違いがあったと聞いており、その調整をしています。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 6 号議案「農用地利用集積計画書」19 件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。
続いて、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1 件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 それでは第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1 件についてご説明いたします。
1 番、・・・、面積 452 m²。【議案読み上げ】
3 号議案 1 番に関連するものであります。
転用目的 非農家の自己住宅
申請理由 当初の許可を受けた転用事業者は、自己住宅を建築する予定であったが、許可後に予定外の資金が必要となり、住宅建築を断念せざるを得なくなったため、土地の現況は農地のままとなっている。
承継による今般の事業者は、本申請地に第 3 号議案 1 番のとおり、自己住宅を建築予定である。
以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 7 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします

続きまして今月は農政部門の議案が2件出ております。

第8号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長 本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地からの除外申請が1件、農用地への編入申請が1件坂出市に提出され、その変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を議案の10ページに記載しており、議案の11ページが農用地からの除外申請、12ページが農用地への編入申請の集計表となっております。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。

第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」について、なにかご意見・ご質問はございませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外申請1件について、除外はやむを得ないものとして、また農用地への編入1件についても審査の結果適当である旨の回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 計1,868㎡。【議案読み上げ】

2番、・・・、面積1,060㎡。【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 計1,674㎡。【議案読み上げ】

本件は第1号議案2番と関連しています。

以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 1 番について、農地機構から次に貸す方は決まっているのですか。

書記 次の方は内定していると思われます。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【なし】 の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第 1 号「農地法第 1 8 条 合意解約」3 件を受理し、処理してまいります。
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)
※全体会議の開催について
※視察研修について

会長職務代理 それでは、これをもちまして 9 月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9 時 4 5 分終了
令和元年 9 月 2 0 日